

事業革新設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法44の4、68の21、旧措法44の4）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		()

特別償却の種類	1	44条の4第1項 68条の21第1項 11年旧44条の4第1項	44条の4第1項 68条の21第1項 11年旧44条の4第1項	44条の4第1項 68条の21第1項 11年旧44条の4第1項
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 事業革新設備の種類等	3	()	()	()
事業革新設備の名称	4			
設置した工場、事業所等の名称	5			
取得等年月日	6	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
特別償却率	10	$\frac{18, 24, 30 \text{ 又は } 40}{100}$	$\frac{18, 24, 30 \text{ 又は } 40}{100}$	$\frac{18, 24, 30 \text{ 又は } 40}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	[一号該当] 事業再構築計画の認定年月日	13	平・	平・
	[二号該当] 共同事業再編計画の認定年月日	14	平・	平・
	[三号該当] 経営資源再活用計画の認定年月日	15	平・	平・
	[四号該当] 事業革新設備導入計画の認定年月日	16	平・	平・
	[11年旧法] 事業革新計画の承認年月日 (旧事業革新法の認定年月日)	17	平・ (平・)	平・ (平・)
(指定告示の該当番号)		()	()	()
事業の用に供した事業革新設備の仕様、性能等判定上参考となる事項	18			
その他参考となる事項	19			

特別償却の付表(十二) 平十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（十二）の記載の仕方

- 1 この付表（十二）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の4《事業革新設備の特別償却》若しくは平成11年法律第132号による改正前の租税特別措置法第44条の4《事業革新設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の21《事業革新設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、事業革新設備の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 2 「特別償却の種類1」は、措置法第44条の4第1項（若しくは第68条の21第1項）又は平成11年法律第132号による改正前の措置法第44条の4第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。
- 3 「事業の種類2」には、事業革新設備を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「事業革新設備の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、事業革新設備の種類、構造、細目等を記載します。また、その事業革新設備が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「事業革新設備の名称4」には、事業革新設備に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「取得価額9」には、事業革新設備の取得価額を記載します。

ただし、その事業革新設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「特別償却率10」の分子は、次の資産の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) 平成15年4月9日以後に取得等をした措置法第44条の4第1項（又は第68条の21第1項）に定める事業革新設備で産業活力再生特別措置法（以下「産業再生法」といいます。）に規定する次に掲げる計画に記載されたもの
イ 事業再構築計画又は経営資源再活用計画…「30」
ロ 共同事業再編計画…「40」
ハ 事業革新設備導入計画…「24」
 - (2) 平成11年法律第132号による改正前の措置法第44条の4第1項に定める事業革新設備…「18」
- 8 「償却・準備金方式の区分12」は、その事業革新設備につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「〔一号該当〕事業再構築計画の認定年月日13」から「〔四号該当〕事業革新設備導入計画の認定年月日16」までの各欄は、各計画につき産業再生法の規定により認定を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「〔11年旧法〕事業革新計画の承認年月日（旧事業革新法の認定年月日）17」には、産業再生法附則第5条の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法第5条第1項の事業革新計画に係る最初の承認を受けた年月日を記載し、同法第15条による認定を受けた年月日を（ ）内に記載します。
 - (3) 「事業の用に供した事業革新設備の仕様、性能等判定上参考となる事項18」には、事業の用に供した事業革新設備の仕様、性能等その資産が事業革新設備に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載するほか、（ ）内に指定告示に定める事業革新設備の該当番号を記載します。
 - (4) 「その他参考となる事項19」には、その資産が事業革新設備に該当する旨等参考となる事項を記載してください。